

2025年 中部模型航空連合会規則

第1条（名称）

本会は中部模型航空連合会（中航連）と称する。

第2条（事務所）

本会の本部は会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は模型飛行機曲技競技会に関する活動、情報提供を行い参加者の利益に寄与する事を目的とする。

第4条（参加者）

本会の参加者は中部地区（静岡、愛知、岐阜、福井、石川、富山）に在籍する者で、本会の主催する各大会に参加する者とする。

第5条（事業内容）

- 1) 日本模型航空連盟からの依頼による日本選手権の参加者を決める為の予選を行う。
- 2) 日本無線航空会からの依頼によるオールジャパンの参加者を決める為の予選を行う。
- 3) 本会の所属地域に限らず他地区からの参加者を加えて団体戦を行う。
- 4) 各地域において、新パターンに変わった場合の技術的な勉強会を行う。
- 5) その他各地域において各種の大会を行う。
- 6) 各大会の詳細については中航連のホームページに掲載して広く参加者を募るものとする。

第6条（理事及び役員）

理事は各地域から選出された者とする。

理事の任期は2年とする。ただし本人の辞任の意思表示がない場合は再任とする。

役員は会長、副会長、とし理事の中から選出された者とする。

第7条（理事会）

理事会は各地域において選出された理事により構成する。

次年度の事業内容等については理事会において協議する。

第8条（会計年度）

本会の会計年度は1月1日から12月31日とする。

第9条（細則）

中航連の運営に関する詳細については規則に規定するものとする。

第10条（雑則）

その他必要な事項は、理事会の承認を得て適宜決定できるものとする。

（付則）

この規則は、2025年1月1日から適用する。